

消費生活センター だより

ママと赤ちゃんのための教室 赤ちゃんと一緒に学ぼう！
赤ちゃん時代から知っておきたい子どもの心の育て方

臨床心理士 橋本弘美氏

12月3日、市民フォーラムにて右記学習会を開催しました。講師の橋本弘美氏はご自身の育児経験もふまえながら、お話をくださいました。この学習会は、0〜2歳児を持つお母さんを対象とし、保育士さんにもみてもらいながら、子どもと一緒に参加するという形で行いました。

すべての行動に意味がある

大人から見ても無意味な行動もすべて発達に必要です。今は手に取った物を何でも口に入れると思います。口が目の役目をしているからです。物を口に持っていた時、「汚い」と言ってしまうと取り上げていいのですか？無理にやめさせるといつまでも指しゃぶりが取れなかったりします。

手に取った物を何でも投げる時期が来ます。握って放すという行為は子どもにとってはたいへんなことです。また、座って食べられるようになる時期と物を投げる時

期はほぼ一緒です。食べたい時は食べますが、食べたくないうちは投げます。食べ物は投げちゃダメ、ボールは投げていいというのは、子どもにはわかりません。投げる時期になつたら、ひとりで食べさせるのを少しの間やめればいいのです。叱つても子どもにはなんで叱られているのかわからず、マイナスの関係がひとつ増えます。

基本的に叱ることは何もありませんが、唯一叱っているのは危険な時です。大前提は親が気を付けて危険から守りますが、それでも危険なことをしたら、真剣な顔で「ダメ」と言えば伝わります。子どもの気持ちを知る

今日の子どもたち、結構いい子にしています。「今日はよくがんばったね。ありがたう」と言つてあげられるでしょうか。「ありがとう」と言つてあげられるかどうか、今後の心のあり方と大きく関わります。

他の子とおもちやの取り合いになった時、「貸してあげようね」と言つて取り上げると、貸さない子になります。「貸してあげられないよね」と子どもの気持ちになつて言つてあげて、借りたい子にお母さんが、「貸してあげられなくて、ごめんね」と言つてあげましょう。充分遊んだら、そのおもちゃを放します。

親が先生

子どもは親の言うようにはならず、親のやるようになると思います。「優しくしなさい」と言つて怒つたら、優しくすることは怒ることだと学習します。

目に映る物はすべて自分の物ですから、他人の物を取つてしまうことも、危険な物に触れることもあります。その時「だめなおてて」と言つて叩くと、人を叩いていいと学習します。実際に体験したことを学習していきます。触らせたくない物は見えないところに置けば、あきらめません。あきらめないなら、別の物を与えます。

お店で何かを欲しがった時、「ダメよ」と言う子どもはぐずぐず泣きます。根負

けて買ってあげると、ぐずると買ってもらえると学習します。最後までダメと言いつけるのか自分に問いかけて、ダメと言うなら最後までダメと言いましょ。

人の話を聞く人になつてほしいなら、話を聞いてあげましょう。大事にしてあげた子は人を大事にできます。個性を見る

人との関わりは魅力的です。話しかけてくれたり、笑顔をくれたりするので、こちらを好む子どもは多いのです。物への関わりは自分が求めていかないとできません。ひとりで遊んでいる時、物に働きかけて、おもしろいという体験をしています。こちらが変に関わつて刺激しない方がいいでしょう。

彼らの行動は彼ら自身を表しています。彼ららしさを損なわないで大きくしてあげることがいちばんです。

しつこく称して、小さい子を叱つたり叩いたりする親がいます。決してしてはいけないことだと、よくわかりました。(文責 広報部)

二次被害にご注意!

架空請求メールや、アダルトサイトのワンクリック請求は、インターネットの普及とともに登場し、いまだに沢山の相談が寄せられています。

《事例1》

スマートフォンで無料のアダルトサイトにアクセスし、年齢確認後、登録となり9万9800円の料金請求画面が表示された。驚いて退会メールを出したが、契約は成立しており、払わないと自宅や会社を調べ、回収しに行くと言われた。怖くなりインターネットで検索した消費者被害を解決する相談窓口に連絡したら、被害回復の手伝いをすると言われ、契約書を送付してしまつた。料金3万円は、払っ

ていない。(30代女性)

《事例2》

スマートフォンに知らない会社から、有料情報サイトを利用し、未払い金があるとメールが届いた。不安になり業者に電話をしたら、本日中に29万円を払わないと裁判を起こすと言われた。インターネットで調べたコンサルタント会社に相談したところ、料金5万4000円を払えば調査し登録削除するように書面を送付すると言われた。信用できるか。

(50代男性)

《アドバイス》

《事例1》は、いわゆるワンクリック請求です。請求に納得できない場合は、支払わず様子をみましょう。連絡し個人情報

が伝わってしまった場合には、メールや電話の受信拒否等で対応しましょう。また、有料の相談窓口にはキャンセルする旨を連絡しましょう。

《事例2》

《事例2》は、以前アクセスしたアダルトサイトと届いたメールの間に関連があるかどうか定かではなく、架空請求の可能性があります。事例1と同様、受信拒否等で対応し、様子を見ると良いでしょう。

インターネットで消費者被害を回復する等と広告している民間の相談窓口がありますが、相談すると料金を請求され、二次被害になる可能性があります。また、最近では、プリペイド式の電子マネーで料金を払ってしまったという相談が増えていますが、プリペイド式電子マネーは現金と同じです。匿名性が高く、返金は困難です。注意しましょう。

ロト6などの数字選択式宝くじの**当選番号詐欺にご注意ください!**

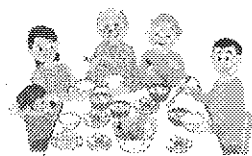
ロト6などの数字選択式宝くじの当選番号を教えると言われて、高額な情報料や預託金を払ったが、当たらなかった、連絡が取れなくなった等の相談が寄せられています。

ロト6などの宝くじの抽選は、毎週月曜から金曜の18時45分から行われ、インターネットで生中継されます。夕方、業者から電話があり、インターネットで中継された当選番号を教えられ、翌日の新聞の抽選結果を確認するように言われます。当然翌日の新聞には、その番号が掲載されているので、信用してしまい、高額な情報料等を払ってしまうのです。

ロト6の仕組みを知らない高齢者を中心に相談が増加しています。十分ご注意ください。

<食育講演会>

- ① 「和食」を次の世代に伝えたい～家庭や地域で、できること～
- ② 子どもと育てる共食～食べる姿から見えてくること～



- 日時：2月28日(土) ①10:00～12:00 ②13:30～15:30
■定員：①100人 ②188人 ■会場：町田市民フォーラム 3階 ホール
■申込：2月2日(月曜日)正午から2月24日(火曜日)までに電話で
イベントダイヤル(724-5656)にお申し込みください。
■お問い合わせ：①町田市いきいき健康部保健企画課(電話：724-4241)
②町田消費生活センター(電話：042-725-8805)